

令和4年9月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0831第6号」により、下記項目の新設および一部変更が通知され、令和4年9月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
Major BCR-ABL 1 (mRNA定量 (国際標準値))	2,520点	遺染100点	「D006-3」 BCR-ABL 1 の「1」	(1)・(2) 略 (3) フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病の診断補助及び治療効果のモニタリングを目的として測定した場合、「1」のMajor BCR-ABL 1 (mRNA定量 (国際標準値)) の所定点数を準用して算定する。 Major BCR-ABL 1 (mRNA定量) は、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。
SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出 (定性)	420点 (210点 × 2回分)	免疫144点	「D012」 感染症免疫学的検査の「44」	ア SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出 (定性) は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びRSウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、本区分の「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性 (角膜) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出 (定性) を実施した場合、本区分の「23」RSウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出 (定性) 及びSARS-CoV-2 抗原検出 (定量) については、別に算定できない。

裏面へつづく

22-0927

■保険収載内容が一部変更された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
SARS-CoV-2 核酸検出	700点 (350点 × 2回分)	微生物 150 点	「D023」 微生物核 酸同定・ 定量検査 の「10」	ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、 <u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013—2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従うこと。</u> イ～オ 略
SARS-CoV-2 ・インフルエンザ 核酸同時検出	700点 (350点 × 2回分)	微生物 150 点	「D023」 微生物核 酸同定・ 定量検査 の「10」	ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、 <u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013—2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従うこと。</u> イ～オ 略
SARS-CoV-2 ・RSウイルス 核酸同時検出	700点 (350点 × 2回分)	微生物 150 点	「D023」 微生物核 酸同定・ 定量検査 の「10」	ア SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びRSウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びRSウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、 <u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013—2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従うこと。</u> イ～オ 略

以上